

工 事 設 計 書
委 託 費 設 計 書

執行年度	R8	市 長	※	副市長		部 長		財政課長		課 長		係 長		審 査		設計者	
工事番号				工事名	銚田市防災ハザードマップ作成業務委託												
工 事 場 所 又は履行場所				銚田市 銚田 地内													
工 事 (委託) 概要	ハザードマップ作成業務 一式								施 行 期 限		令和9年2月26日 日 間						
									保 証 期 間		日 間						
									起 工 年 月 日		令和8年7月14日						
									竣 工 年 月 日		年 月 日						
									延 期 , 中 止		月 日 ~ 月 日 日 間						
	請 負 人		住所氏名														
				工 事 (委 託) 設 計 書						銚 田 市							
起 変 工 更 理 由																	
費 目		起 工			第 回 変 更				第 回 変 更				増 △ 減				
請負 (委託) に付する額																	
工 事 (委 託) 価 格																	
消費税及び地方消費税相当額																	
請 負 (委 託) 決 定 額																	
変更工事価格算定基準 変更工事 (委託) 価格 = 変更積算工事 (委託) 価格 × 請負比率 起 工 時 の 請 負 決 定 額 起 工 時 の 請 負 に 付 す る 額 変更積算工事 (委託) 価格 × 請 負 比 率 = 変更工事 (委託) 価格																	

様式第3号(その1)(第3条, 第70条関係)

本工事費内訳書
委託費内訳書

[illegible]

銚田市防災ハザードマップ作成業務委託 仕様書

1. 適用

本仕様書は、銚田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「銚田市防災ハザードマップ作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 目的

本業務は、洪水・土砂災害・津波・高潮が発生した場合における被害予測、浸水想定範囲や避難方法等を住民に周知するため、甲が作成・公表している現在のハザードマップの更新・統合を行うもので、各種災害情報や防災情報等を分かりやすく1冊に収録し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

また、災害時の持ち運びや平常時の話し合い等にも活用しやすいよう、サイズやデザインに配慮し実効性に優れたハザードマップに刷新する。

3. 準拠する法令等

本業務を実施するにあたっては、次の法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 大規模地震対策特別措置法
- (4) 水防法
- (5) 河川法
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) 津波対策の推進に関する法律
- (8) 津波防災地域づくりに関する法律
- (9) 測量法
- (10) 銚田市地域防災計画
- (11) 茨城県地域防災計画
- (12) 防災基本計画：中央防災会議
- (13) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン(国土交通省)
- (14) 水害ハザードマップ作成の手引き(国土交通省) 及び各ハザードマップ作成の手引き
- (15) 津波浸水想定の設定の手引き（国土交通省）
- (16) 高潮浸水想定区域図作成の手引き（農林水産省,国土交通省）
- (17) 災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議
- (18) 避難情報に関するガイドライン：内閣府
- (19) その他関係法令等

4. 履行期間

本業務の履行期間は契約締結日翌日から令和9年2月26日までとする。

5. 提出書類

乙は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を甲に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施工程表
- (3) 主任技術者選任届（同種業務の実務経歴、資格及び雇用関係を証明する書類の写し）
- (4) 測量士の資格及び雇用関係を証明する書類の写し
- (5) プライバシーマーク認証証明書の写し
- (6) メディアユニバーサルデザインディレクターの資格及び雇用関係を証明する書類の写し
- (7) その他甲が必要とするもの

6. 資料の貸与および返却

本業務を実施する上で必要な資料は甲が乙に貸与するものとする。

甲から貸与を受けるデータ及び作成するデータを紛失や流出から保護する観点から、プライバシーマークの認証取得を要するものとし、取扱いに十分注意すること。乙はプライバシーマークの取得が証明できる写しを提出すること。また、貸与された資料の管理に十分に注意し、使用後速やかに返還するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域データ…Shape 形式
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域…Shape 形式
- (3) 津波浸水想定区域図…Shape 形式
- (4) 高潮浸水想定区域図…Shape 形式
- (5) 避難所及び避難場所データ…Excel 形式
- (6) 既存のハザードマップ「土砂災害ハザードマップ（平成27年5月作成）」、「洪水津波ハザードマップ（令和6年3月作成）」
- (7) 公共施設関連資料
- (8) その他協議の上必要と判断されたもの

7. 主な作業内容

本業務で作成する防災ハザードマップは、情報を分かりやすく表現するものとし、業務内容は次のとおりとする。なお、詳細については、必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとする。

(1) 計画準備

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、乙は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(2) 資料収集・整理

本業務を進めるにあたって、第3条で述べた関連法令等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば乙は甲に請求することができる。なお、過去実績において使用した記事を提案・使用することを認める。

(3) 関連項目の検討・掲載

避難時に必要な情報等を住民に分かりやすく提供するために、避難の知識（警戒レベルに応じた避難情報等）、日頃の心得や関連項目等の情報掲載について検討するとともに、わかりやすく掲載する。

(4) 打合せ協議等、専門知識の報告書の作成

打合せ協議は着手時、中間時、完了時の3回以上を基本とし、打合せ協議において、必要な専門知識の提供を行うとともに、その都度報告書を作成する。

(5) 防災ガイドブックの作成

ア 表紙案を2案提出すること。

イ 災害や避難に関する情報を記載する。具体的な内容は甲と協議し決定する。

本文16ページ、表紙4ページ（ポケット付）の計20ページでA4判冊子を作成する。

〈構成内容〉

わが家の防災メモ、指定避難所・指定緊急避難場所一覧表、災害時の情報入手方法、避難準備（持出品・避難場所と経路の確認・避難時の注意）避難情報と警戒レベル、避難所生活、自助・共助・公助、各種災害（風水害・土砂災害地震・津波・高潮）時の備えや行動など

※上記構成内容は案のため、内容の変更や見直しがあった場合は適宜対応すること

ウ イラスト・図表等を用い、わかりやすい内容とする。尚、イラスト・図表・レイアウトデザインについては、事前に甲に示し承認を得るものとする。文字はユニバーサルフォントを使用し年齢や身体能力に左右されることのない、配色や文字の大きさ等を配慮したメディアユニバーサルデザイン（MUD）を用いた作成を行なうこと。わかりやすく伝わりやすいデザインやレイアウトにて作成するため、内閣府認証のメディアユニバーサルデザインディレクターの有資格者にて紙面構成を作成すること。

(6) 差し込み地図2種（洪水・津波ハザードマップ、土砂災害・高潮ハザードマップ）

ア 基図データの編集

使用する基図は、国土地理院が提供する数値情報（国土基本情報及び基盤地図情報または甲が保有する都市計画基本図を基に作成すること。精度を求める図面のため、作成においては防災関連業務に精通した実務経験豊かな自社の測量士や GIS に関する知識などが高い地図調整技術・経験を有するものを業務全般の管理者と主任技術者に選任し精度管理を行うこと。地形図について、現状の地形と異なる主要な道路についてはできる限り修正すること。

イ A面は銚田市全域図（3種共通）とし、B面はそれぞれ旧町村ごとのエリア別マップ3種を作成すること。

ウ 余白部には、タイトル、方位、凡例、位置図、縮尺等を分かりやすく作成し配置する。

① 洪水・津波ハザードマップ

ア 洪水ハザードマップ主題項目

基図上に新たな浸水想定区域図データをもとにデータ解析作業を行い、基図との整合性、精度を十分に図りながら浸水深毎に色分けをした洪水浸水予測、次の記載項目等を作成し、表示する。

- ・ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・ 浸水深等（0.0m～0.5m未満、0.5m～3.0m未満、3.0m～5.0m未満、5.0m～10.0m未満）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）避難場所
- ・ 指定緊急避難場所
- ・ 指定避難所（福祉避難所含む）
- ・ その他（協議により決定する。）

イ 津波ハザードマップ主題項目

茨城県が平成24年8月に公表した、想定される最大クラスの津波（L2津波）による津波浸水想定と浸水深データをもとに作成する。

基図上に市が貸与する浸水想定区域図データを展開し、基図との整合性、精度を十分に図りながら浸水深毎に色分けをした津波浸水想定区域と、次の記載項目等を作成し、表示する。

- ・ 浸水深（0.3m未満、0.3m～1.0m未満、1.0m～2.0m未満、2.0m～5.0m未満、5.0m～10.0m未満）
- ・ 地域海岸名、影響開始時間、最大遡上高
- ・ その他（協議により決定する）

② 土砂・高潮ハザードマップの作成

ア 土砂災害ハザードマップ主題項目

土砂災害ハザードマップに掲載すべき「共通項目」と「地域項目」について基本的な考え方を整理し、土砂災害ハザードマップの内容を検討するものとする。

国等が示す各種指標や手引き等に準拠した上で、基本的な考え方を整理し、「水害ハザードマップ作成時におけるチェックシートの活用について（令和5年9月国土交通省 水管理・国土保全局）」の内容に準拠し、作成方針を検討するものとする。

以下、住民へ周知するために必要な情報更新の内容を検討するものとする。

- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 指定緊急避難場所
- ・ 指定避難所（福祉避難所含む）
- ・ その他（協議により決定する）

イ 高潮ハザードマップ主題項目

基図上に新たな高潮浸水想定区域図データをもとにデータ解析作業を行い、基図との整合性、精度を十分に図りながら浸水深毎に色分けをした高潮浸水想定区域と、次の記載項目等を作成し、表示する。

- ・ 高潮浸水想定区域
- ・ 浸水深等（0.0m～0.3m未満、0.3m～0.5m未満、0.5m～1.0m未満、1.0m～3.0m未満）
- ・ 浸水継続時間（想定最大規模）
- ・ その他（協議により決定する。）

(7) マイ・タイムラインの作成

災害時に「いつ」・「誰が」・「何をするのか」を時間ごとに整理し、日常から災害に対する準備をするための「マイ・タイムライン」を作成する。

8. 成果品

(1) マップデータ 1枚（CD-ROM）

ア ホームページ掲載用マップデータ（PDF・JPEG 形式）

イ 印刷用データ

(2) 印刷物 25,000部

防災ガイドブック

ア 規格 仕上り A4判

イ 頁数 中綴じ 20ページ（表紙・表4含む）、表3ポケット加工

ウ 色数 両面フルカラー4色刷り

エ 用紙 表紙・表4・表3のポケット アートポスト紙四六判 220kg

本文 マットコート紙A判57. 5kg

オ 校正 カラー出力図校正：3回以上、プルーフ色校正：1回以上

カ 印刷 両面オフセット印刷

キ 加工 中綴じ製本、表3ポケット加工

差し込み地図2種（洪水・津波ハザードマップ、土砂災害・高潮ハザードマップ）

ア 規格 A1判

イ 縮尺 A面1/33, 000、B面1/10, 000程度

ウ 色数 両面フルカラー4色刷り（FMスクリーン）

エ 用紙 マットコート紙A判57. 5kg

オ 校正 カラー出力図校正：3回以上、プルーフ色校正：1回以上

カ 印刷 両面オフセット印刷

キ 加工 蛇腹3山+2折り（仕上りA4判）

ク 部数 B面旧旭村：6, 500部 B面旧鉾田町：12, 000部

B面旧大洋村：6, 500部

差し込みマイ・タイムライン

ア 規格 A4判

イ 色数 片面フルカラー4色刷り

ウ 用紙 マットコート紙判A判57. 5kg

エ 校正 カラー出力図校正：3回以上、プルーフ色校正：1回以上

オ 印刷 片面オフセット印刷

防災ガイドブック巻末にあるポケットに、①②の地図およびマイ・タイムラインを入れ込み成果品の形態とする。

成果品は、甲が指定する部数毎に品名・地区名等を明記し、クラフトにて梱包する。

9. 納入場所

鉾田市役所に一括納品とする。

10. 疑義

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、甲の指示に従い、乙は誠意をもって対応するものとする。これに要する経費は乙の負担とする。

11. 再委託の禁止

乙は、品質保持の観点から業務の主たる部分（防災ガイドブック、差し込み地図2種の作成及び印刷）について、第三者に再委託してはならない。

12. その他の注意事項

- (1) 本業務における成果品の著作権及び所有権は、甲に帰属するものとし、甲の責において複製や二次利用する事を乙は認めること。
- (2) 本業務の遂行中に、本業務で作成したデータ等を他業務に利用する可能性があるため、乙は甲とデータ形式等を協議し適宜対応すること。
- (3) 乙は、本業務完了後といえども、本仕様書に示す作業の範囲で不備が発見された場合は、速やかに成果品の訂正をしなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。
- (4) 乙は、本業務を遂行する上で知り得た情報等を甲の承諾なしに、第三者に漏らし
てはならない。